

VI その他

(1) 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を事業認定等を経ずに受けられる施設の拡充

公共用地の円滑な取得を通じた効率的かつ円滑な公共事業の推進を図るため、土地収用法に基づく事業認定等を経ずに証明書等で譲渡所得等の特別控除等を受けられる施設の対象を拡充する。

○所得税・法人税

国又は地方公共団体が設置する以下の施設に関する事業を追加

- ・公民館、図書館及び博物館
- ・児童館、痴呆対応型共同生活介護施設等
- ・病院等
- ・庁舎、農業集落排水施設等
- ・公園、墓地等

現行制度下においては、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等の適用を受けるためには、原則として土地収用法に基づく事業認定等を経なければならない。しかしながら、一部の事業においては、事業の施行者が土地収用法第3条に該当する旨を証することにより同特例の適用が可能となっている（特掲事業）。

(2) 土地収用法に基づき仲裁がなされた場合における収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除の適用が受けられる期間に係る特例の拡充

公共用地の円滑な取得を通じた効率的かつ円滑な公共事業の推進を図るため、改正後の土地収用法に基づく仲裁が行われた場合における譲渡所得等の特別控除の適用が受けられる期間を延長する。

○所得税・法人税・住民税

改正後の土地収用法に基づく仲裁が行われた場合における5000万円控除の適用

